

共済だより

2026
Vol.

84



「凧揚げ」 岐阜県 阿部 芳久さん

〈表紙の絵・写真募集〉 素敵な絵・写真をお待ちしています！（詳細は 11 ページ参照）

CONTENTS

- 令和7年分 「公的年金等の源泉徴収票」を送付します
- 退職年金(新3階年金)の請求
- 〈保存版〉令和8年 年金カレンダー 2026

令和
7年分

「公的年金等の源泉徴収票」を 送付します

私学事業団が支給する老齢厚生年金などの老齢・退職の年金は、所得税法では「雑所得」として取り扱われ、課税対象となります。このため、老齢・退職の年金を受給している人には、所得税の徴収の有無にかかわらず源泉徴収票を送付しています。

該当する人には、令和7年分「公的年金等の源泉徴収票」を同封しましたので、確定申告などの添付書類として使用してください。さかのぼって過去に遡って年金の決定をした人や、決定をやり直した人には、該当する年分の源泉徴収票も送付します。税務署で修正申告する際に使用してください。

なお、以下の人には源泉徴収票を同封していません。

- 所得税法上、非課税である遺族の年金や障害の年金を受給している人
- 在職中などで令和7年中に年金の支給がなかった人
- 海外に居住している人

ただし、上記に該当する人でも、年間に支給された額の証明が必要な人は、年金第二課支給第一係にお問い合わせください。

確定申告の手続き

公的年金は年末調整ができないため、次の①～③のいずれかに該当する人は、確定申告で源泉徴収税額を精算する必要があります。

①源泉徴収の対象となる公的年金等の収入金額が年間400万円を超える人

②公的年金等以外の所得（給与所得等）が年間20万円を超える人

③生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などにより、所得税の還付が受けられる人

確定申告期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）（還付申告は令和8年1月から）

確定申告場所：確定申告する時点の住所地を管轄する税務署（窓口の開庁日時や申告手続きの詳細は、税務署にお問い合わせください）

注 確定申告の対象とならない人でも、住民税の計算をするために市区町村への申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

源泉徴収票の送付先～登録住所以外には送付できません～

源泉徴収票は、個人の年金支給額など重要な記録を記載しているため、**私学事業団に登録している住所以外には送付することができません**。新住所への再交付を希望する場合は、「年金受給権者　住所変更届」の余白に「**源泉徴収票を新住所に再交付希望**」と朱書きして住所変更を届け出してください。新住所宛てに源泉徴収票を再交付します。

住所変更の届け出は、7ページを参照してください。

確定申告に必要な書類です。大切に保管してください。

源泉徴収票の見方

令和8年1月から源泉徴収票のレイアウトを変更しました。

ただし、再交付時には従前のレイアウトになります。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票																
支払を受ける者	住所又は居所	東京都文京区湯島1丁目7番5号								受給者番号						
	フリガナ	シガク タロウ								61-999999						
	氏名	私学 太郎								生年月日	昭和21年3月31日					
区分(所得税法第203条の3)				支払金額				源泉徴収税額								
①	第1号・第4号適用分			②				③								
	第2号・第5号適用分				656,729円				0円							
	第3号・第6号適用分								円							
	第7号適用分								円							
④ 本人				源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の金額				
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他						
						人	人	人	人	人	人					
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族								
氏名				区分	1	氏名				区分	1	氏名				区分
					2	氏名				区分	2	氏名				区分
(摘要)																
これは見本です																
支払者	所在地	〒102-8145 東京都千代田区富士見1丁目10番12号								法人番号						
	名称	日本私立学校振興・共済事業団 (電話)03(3813)5321								6010005002596						

①区分

第1号・第4号 適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金を受給している人 昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金を受給している人
第2号・第5号 適用分	65歳からの退職共済年金を受給している人 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金を受給している人
第3号・第6号 適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）、老齢厚生年金のいずれか一つ以上を受給している人
第7号 適用分	私学事業団ではこの欄の記載対象となる年金を支給していません

②支払金額

私学事業団が支給した令和7年2月定期支給期分から7年12月定期支給期分までを合計した金額です。ただし、源泉徴収税額及び社会保険料の額を控除する前の額であるため、**実際に振り込まれた金額とは一致しません。**

③源泉徴収税額

私学事業団が7年2月定期支給期分から7年12月定期支給期分までを支給した際に源泉徴収した所得税額を合計した金額です。「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した人は、申告内容に基づいた税額計算を行い、源泉徴収をしています。

④所得控除の内容

年金受給者が「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」で申告した所得控除の内容及び人数を表示しています。**申告内容が実態と異なる場合は、私学事業団では修正できません。**確定申告により修正してください。

源泉徴収票 Q&A

Q1

扶養している配偶者がいるのですが、「源泉控除対象配偶者（一般・老人）」の欄に★印がなく、「源泉控除対象配偶者」欄の氏名も空欄のはなぜですか？

A1

今回送付した源泉徴収票は、令和6年に提出された「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「扶養親族等申告書」といいます)の申告内容を表示しています。ただし、私学事業団の審査において所得見積額が超過している等の理由により、「扶養親族等申告書」で申告した配偶者や扶養親族、障害等を外している場合があります。源泉徴収票の記載内容が実態と異なる場合は、確定申告時に税務署へ申告してください。

なお、7年に提出された8年分の「扶養親族等申告書」は、9年1月に交付する「令和8年分 公的年金等の源泉徴収票」に反映されます。

Q2

支払金額とは、私が私学事業団に支払わなければならない金額ですか？

A2

年金受給者が私学事業団に支払う金額ではありません。支払金額とは、私学事業団が年金受給者に支給した令和7年2月定期支給期分から7年12月定期支給期分までを合計した金額です。

Q3

源泉徴収票をなくしてしまいました。どうすればよいですか？

A3

源泉徴収票の再交付を希望する場合は、電話にて私学事業団に連絡してください。私学事業団に登録している住所宛てに源泉徴収票を再交付します。

上記のほか、源泉徴収に関する質問は、私学共済ホームページ【よくある質問 (Q&A) ▶年金等給付▶源泉徴収にかかるQ&A】をご確認ください。

公的年金等の源泉徴収票がマイナポータルからも受け取れます

令和7年分及び6～4年分（修正分のみ）の公的年金等の源泉徴収票は、マイナポータルでも受け取れます。マイナポータルから受け取るには、私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶年金等給付▶年金が決定された後の手続き等▶年金等給付にかかる課税】をご確認ください。

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きのワンストップ化、行政機関からのお知らせの確認等ができます。詳細はデジタル庁のマイナポータルサイト (<https://myna.go.jp/>) をご覧ください。

退職年金(新3階年金)の請求

退職年金は、公的年金（厚生年金・共済年金）とは別に制度設計されており、財政運営については積立方式、給付設計についてはキャッシュバランス方式による年金です。平成27年10月以降の私学共済制度の加入者期間（70歳までの期間に限ります）を有している人が対象となり、次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

該当した人には、請求書を送付しますので速やかに手続きをしてください。

受給要件

①引き続く1年以上の私学共済制度の加入者期間があること
(平成27年10月をまたいで1年以上引き続く期間も含みます)

②65歳以上であること
(本人の申し出により、60歳から繰り上げて受給することも、受給権発生日から最長10年(昭和27年4月1日以前生まれは70歳まで)繰り下げて受給することもできます)

③退職していること(70歳みなし退職を含みます)

送付時期

- 65歳以上で退職した場合は、退職した月の翌月の月末（学校等からの退職の届け出が遅れた場合は、加入者資格の喪失を私学事業団が確認した月の翌月の月末）
- すでに退職した人が65歳になる場合は、65歳到達月の3か月前の月末
- 70歳みなし退職の場合は、みなし退職日（誕生日の前々日）のある月の翌月の月末

注 外国に居住している人には請求書を送付することができませんので、上記の受給要件①～③のすべてに該当する場合は、私学事業団に連絡してください。

受給方法

退職年金は「終身退職年金」と「有期退職年金」に分かれています。

「有期退職年金」には、支給期間20年、支給期間10年、選択一時金の3通りの受給方法があり、請求書に記載されている項目から選択していただきます。支給期間10年又は選択一時金は、給付事由が発生した時点から6か月以内に請求書を提出する場合に限り、選択できます。

なお、選択一時金で受給する場合は、請求書に同封している「退職所得の受給に関する申告書」に必要事項を記入して添付してください。その際、学校法人等から退職金等が支給されているときは、退職金等の「源泉徴収票」（※）の写しの添付も必要です。

※ 退職金等の支給があった時点では受給要件を満たしていない人でも、将来、有期退職年金を選択一時金として受給する場合に備えて、**退職金等の源泉徴収票は必ず保管**しておいてください。

注 年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると受給できなくなる場合がありますので注意してください。

年金受給権の失権

年金受給者が死亡したときの手続き

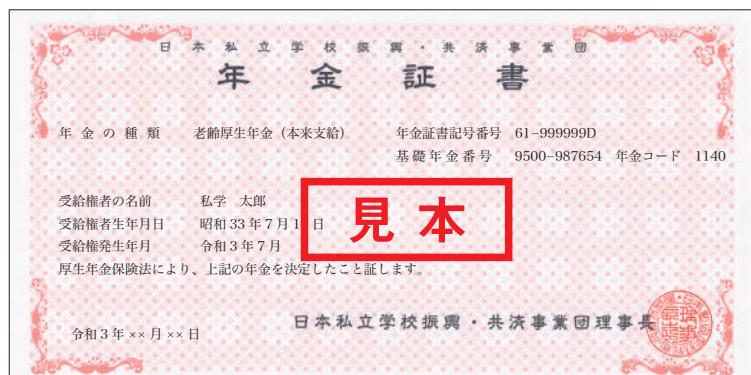
年金受給者が死亡したときは、年金受給権がなくなります。死亡の報告がないと、年金が過払いとなる場合があります。また、家族状況等によっては、未支給年金や遺族厚生年金が支給される場合がありますので、私学事業団まで速やかに連絡してください。

電話で状況等を確認し、「死亡届兼未支給年金請求書」、「遺族厚生年金請求書」等の必要書類を送付します。

【注意事項】

- 年金が支給される期間は、死亡した日の属する月分までです。年金は2か月分ずつ後払いで支給されることから、死亡した時点でまだ受け取っていない年金（未支給年金）がある場合には、生計を同じくしていた3親等以内の親族に支給します。また、死亡した年金受給者の配偶者等で一定の要件に該当する場合は、遺族厚生年金が支給されます。
- 死亡時の家族状況等によって必要な書類が異なるため、事前に請求書等の送付は行っていませんのでご了承ください。
- 年金受給者が死亡したときは、年金証書を返還していただきます。受給している年金の種類や年金証書の保管場所等については、家族で情報を共有しておくことをお勧めします。

年金証書（見本）



注 年金証書は年金の種類ごとに複数枚ある場合があります。

遺族の年金の受給者が再婚したときの手続き

遺族厚生（共済）年金を受給している人が再婚した場合（事実上の婚姻関係を含みます）は、遺族厚生（共済）年金の受給権はなくなりますので、「遺族年金失権届」の提出が必要です。報告がなく、年金が過払いとなるケースがしばしば見受けられますので、該当する人は速やかに私学事業団に連絡してください。

遺族の年金は、上記の事由の他、次の①～④のいずれかの事由に該当したときには失権しますので、手続きが必要です。

- ①死亡したとき
- ②直系血族又は直系姻族以外の人の養子になったとき
- ③離縁（養子縁組の解消）によって、死亡した人との親族関係が終了したとき
- ④障害の状態でなくなったとき（子・孫においては18歳到達年度末までは除きます）

年金の受取金融機関を変更するときは

「年金受給権者 受取機関・氏名変更届 **DL**」（以下「受取機関・氏名変更届」といいます）に必要事項を記入し、次の①、②のいずれかの方法で提出してください。

①通帳又はキャッシュカードの写しや口座情報画面を印刷したもの（口座名義の力ナ、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号が確認できる部分）を添付する。ゆうちょ銀行の場合は、加えて利用欄の「振替口座開設（送金機能）」に○印が付いている部分の写しも添付する。

②変更後の金融機関から「受取機関・氏名変更届」へ口座証明を受ける。

●**変更処理には1か月程度かかります。**定期支給期の前月や当月に届け出をした場合、事務手続きが間に合わず、変更前の口座に振り込まれる可能性があります。新しい口座に入金されたことを確認するまで、変更前の口座は解約しないでください。

●他の実施機関で受給している平成27年10月以後に受給権が発生した厚生年金の受取口座についても変更を希望する場合、「受取機関・氏名変更届」の「受取機関を変更する年金」欄に対象の年金コードを記入することにより、ワンストップサービス（※）の対象となります（処理期間は実施機関により異なります）。

住所を変更するときは

◆日本国内での引っ越し（届け出は原則不要）

①住民基本台帳ネットワークシステムの情報による変更

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます）の情報により私学事業団が住民票の変更を確認できる場合、届け出は原則不要です。ただし、変更後の住民票の住所を私学事業団が登録するまでに、実際の住民票の異動（転居）から3、4か月かかります。登録までの間は旧住所宛てに郵便物を送付しますので、最寄りの郵便局で転居・転送サービスの手続きを行ってください。

なお、住民基本台帳法により、転居や転入をした日から14日以内に市区町村へ転居や転入の届け出をすることが義務付けられています。期限内に届け出を行ってください。

②届け出による変更

「年金受給権者 住所変更届」を提出してください。

私学事業団が住基ネットで住所変更を確認できない場合は、併せて確認資料（住民票の添付やマイナンバー等）の提出をお願いします。なお、変更処理には1か月程度かかります。

届け出による住民票住所の変更については、ワンストップサービス（※）の対象です。

「年金受給権者 住所変更届」が必要な人は、年金第二課支給第一係にお問い合わせください。

◆日本国外への引っ越し・日本国外での引っ越し（届け出が必要）

国外住所の登録についてはワンストップサービス（※）の対象外のため、私学事業団だけでなく、年金の支給を受けているすべての実施機関に対して手続きが必要です。受給している年金の種類や日本国外にいる期間、引っ越し先の国によって手続きする内容が異なります。各実施機関に電話にてご相談ください。

※ ワンストップサービスとは

年金事務所又は共済組合のいずれか1か所に届け出をすれば、他の実施機関で受給しているすべての厚生年金について処理されるサービスです。

DL マークがある用紙は、私学共済ホームページ【様式用紙等ダウンロード】からダウンロードできます。

国会議員又は地方公共団体の議会の議員となったとき

老齢厚生（退職共済）年金を受けていた議員は、歳費の月額（議員報酬の月額）及び期末手当の額と年金の額に応じて、年金が支給停止されます。

次の①～④のいずれかに該当する場合、年金の過払い等が発生することがありますので、必ず届け出をしてください。

- ①議員が老齢厚生（退職共済）年金の受給者になったとき又は老齢厚生（退職共済）年金の受給者が議員となったとき
- ②期末手当の支給があったとき
- ③歳費の月額（議員報酬の月額）に変更があったとき
- ④議員を辞めたとき

◆届け出

所属する議院・議会の事務局等の証明（※）を受けたうえで、私学事業団に「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出してください。

ただし、上記①～④の情報提供を議院・議会事務局等が直接行う場合は、年金受給者からの届け出は不要です。詳しくは、所属の議院・議会事務局等にお問い合わせください。

※ 証明は、歳費の月額（議員報酬の月額）等を明らかにする書類で代用ができます。

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、宿泊所・保養所（しがくのやど）を8か所、ホテル形式のガーデンパレスを8か所、合計16の宿泊施設を運営しています。ご利用の申し込みやご不明な点については、宿泊施設にお電話にてお問い合わせください。



札幌ガーデンパレス ☎ 011(261)5311(代表) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1
仙台ガーデンパレス ☎ 022(299)6211(代表) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5
東京ガーデンパレス ☎ 03(3813)6211(代表) 〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5
名古屋ガーデンパレス ☎ 052(957)1022(代表) 〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13
京都ガーデンパレス ☎ 075(411)0111(代表) 〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605
大阪ガーデンパレス ☎ 06(6396)6211(代表) 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
広島ガーデンパレス ☎ 082(262)1122(代表) 〒732-0052 広島市東区光町1-15-21
福岡ガーデンパレス ☎ 092(713)1112(代表) 〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15

湯河原「敷島館」 ☎ 0465(63)3755 〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745
箱根「対岳荘」 ☎ 0460(82)2094 〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312
鎌倉「あじさい荘」 ☎ 0467(22)3506 〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4
葉山「相洋閣」 ☎ 046(875)7300 〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1
金沢「兼六荘」 ☎ 076(232)1239 〒920-0918 金沢市尾山町6-40
志賀高原「やまゆり荘」 ☎ 0269(34)2102 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148
軽井沢「すずかる荘」 ☎ 0267(45)7311 〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607
京都「白河院」 ☎ 075(761)0201 〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16

私学事業団の直営宿泊施設

Cp 札幌ガーデンパレス
☎011(261)5311(代表)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1
JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分
<https://www.hotelgp-sapporo.com/>



明治時代の面影を残す北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）が、約6年間の大規模改修工事等を経て2025年7月25日にリニューアルオープンしました。

これまで非公開だった八角塔展望バルコニーや、北海道179市町村の特色を紹介する展示、歴史資料の常設展示など、見どころが満載です。

庁舎館内には新たにカフェやレストラン、お土産ショップもオープンしました。

赤れんが庁舎は札幌ガーデンパレスのすぐ目の前です。ぜひ遊びに来てください。



北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）
(写真提供：北海道赤れんが未来機構)

◆高層階デラックスルームプラン

1泊素泊まり

(2名1室/1名様) **6,650円～**

(3名1室/1名様)ソファベッド1台使用 **5,550円～**

※令和8年4月の宿泊から北海道及び札幌市宿泊税が別途必要です。

【取扱期間】令和8年3月31日まで

(2月1日～11日を除きます)

【特典】●アーリーチェックイン12:00、レイトチェックアウト12:00、入浴剤付き
●10階以上かつ赤れんが庁舎向きのお部屋を確約
●朝食(和洋バイキング)は、チェックイン時のお申し込みで通常1,800円のところ1,500円になります。

湯河原
しき
敷島館
しま
かん
☎0465(63)3755

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745
JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前



今年も2月上旬から3月中旬にかけて「湯河原梅林 梅の宴」が梅の名所、幕山公園にて開催されます。梅見の後は敷島館自慢の「源泉掛け流し」の温泉でゆっくりと温まってください。

敷島館の温泉は神経痛、関節痛、冷え性の方に好評です。

旬の食材を使ったお食事と共にゆっくりとおくつろぎください。



湯河原梅林 (写真提供：湯河原温泉観光協会)

◆和食会席コース

1泊2食(1名様) **12,550円～**

※湯河原町入湯税が別途必要です。

※令和8年4月の宿泊から湯河原町宿泊税が別途必要です。

【取扱期間】通年(年末年始を除きます)

●旬の食材を吟味した当館一番人気の和食会席コースです(土曜・祝前日・繁忙期は13,550円～)。

●お得な滞在型プラン「年金者保養パック／2泊4食」(1名様)21,100円～のプランもご用意しております。



- ご予約・お問い合わせは、各施設でお電話により承ります。
- 私学共済ホームページ[私学事業団のご案内▶福祉事業▶しがくのやど]からもご予約いただけます。





脂質のお話

東京臨海病院 栄養科 管理栄養士 山口 まなみ

コレステロールとは

脂質というと身体にとってよくないイメージがありますが、一方で身体の健康を保つ働きがあり、一定量は必要です。脂質の中でもコレステロールは細胞膜やホルモン、胆汁酸を作るために重要な役割を果たしています。コレステロールは、HDLコレステロール(善玉コレステロール)とLDLコレステロール(悪玉コレステロール)に分類されます。LDLコレステロールは肝臓で作られたコレステロールを身体全体に運び、HDLコレステロールは血管壁に溜まったコレステロールを肝臓へ回収する役割を担っています。この二つのバランスが崩れて、血液中のコレステロールが過剰になると「動脈硬化」や「脂質異常症」と呼ばれる生活習慣病の状態になります。



コレステロールをバランスよく保つために



▶1日3食「主食」「主菜」「副菜」のあるバランスの取れた食事を目指しましょう。

1人前以上のおかずの食べ過ぎに気をつけ、野菜も一緒に食べるとよいでしょう。

▶質のよい脂を摂りましょう。

魚や大豆製品などから良質な脂質を摂り、脂身の多い肉類やバター、乳脂肪が含まれる乳製品、菓子類を食べ過ぎないようにしましょう。

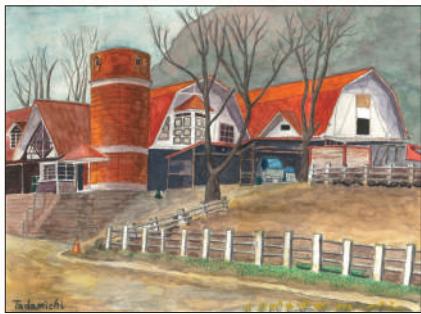
▶節酒、禁煙を目指しましょう。

アルコールの摂り過ぎや喫煙もLDLコレステロール上昇の原因になります。

健康を目指すために、できることから取り組んでみましょう。



神奈川県 松浦 忠道さん
【服部牧場】



北海道 柴垣 敏子さん
「羊の散歩」



知床の 連山望み 船は行く
北の航路は 八十路の旅よ

短歌

初御空 ベランダに出て セロトーン

俳句

奈良県 畑添 和江さん

【エバーグリーン】

北海道 北浦 彩子さん



作品募集

募集対象者 年金受給者の作品に限ります。

作品に以下の①～③を書き添えてください。

- ①年金証書記号番号
- ②年金受給者の氏名
- ③住所

表紙絵 「共済だより」の表紙を飾ってみませんか。

6月号・10月号・1月号にふさわしい絵・写真がありましたら、ぜひご応募ください。

- ▶ 作品サイズ A4判又はB4判程度で横長のもの
- ▶ 作品の裏に「絵のタイトル」を記入してください。
- ▶ 水彩・油彩・版画など種類は問いません。

短歌・俳句・川柳・絵手紙

テーマは自由です。

写 真 写真にまつわるエピソードと一緒に、とっておきの一枚をお送りください。

文章作品 趣味や日課、最近の出来事などテーマは自由です。200～400字程度にまとめてお寄せください。

- * 掲載させていただいた人には図書カードをお贈りします。
- * 作品は私学共済ホームページにも掲載します。
- * 掲載時、匿名を希望する人は、その旨を書き添えてください。
- * 応募作品は原則返却しません。返却を希望する場合は、その旨を書き添えてください。
- * 作品の選考・掲載に関するお問い合わせは、ご遠慮ください。
- * 応募の際にいただいた個人情報については、図書カードの送付にのみ使用します。
- * 掲載歴がない人を優先して掲載します。
- * 令和8年度6月号より、表紙に写真もご応募いただけるようになりました。

送付先

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

私学事業団 広報相談センター
共済だより作品募集係

福祉事業のご案内～各種割引が利用できます～

私学事業団では各種割引事業を行っています。年金受給者の皆様がご利用いただける各種割引や契約施設の詳細は、私学共済ホームページで確認できます。なお、割引には適用除外があります。詳しくは利用店にお問い合わせください。

1



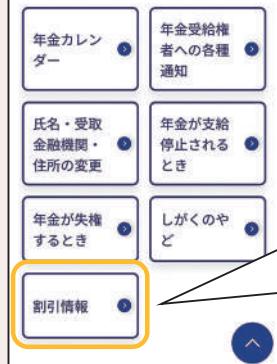
私学共済ホームページ「年金受給者向けページ」をご活用ください

① 私学共済ホームページのトップページから「年金受給者向け」をクリックしてください。

② 下にスクロールし「目的から探す」の「割引情報」をクリックしてください。

2

目的から探す



「割引情報」に掲載している各種割引を利用するには、「年金者のおとり」の巻末（平成27年9月以前に年金決定した人は「年金証書綴」）に綴られている、「年金者福祉施設等利用証」の提示が必要です。



私学共済ホームページ (<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>)へのスマートフォンからのアクセスはこちらの二次元コードからが便利です（又は「私学共済」で検索）。

電話による健康増進・介護相談サービス

私学事業団では東京臨海病院医療福祉相談室にフリーダイヤルを設け、健康や介護に関するさまざまな悩み・疑問に経験豊かなソーシャルワーカーが直接お答えしています。

なお、症状についてのご相談の場合、受診科の選択はお答えできますが、病気の特定や診断はしていませんのでご了承ください。

プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。

東京臨海病院 医療福祉相談室

通話料
無料

0120(684)550

●通話料・相談料は無料です。
(携帯電話からも利用できます)

●受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日及び年末年始は受け付けていません)
※電話番号をお間違えのないようにお願いします。



「共済だより」は、6月、10月、1月に発行します。私学事業団から年金についてのお知らせや健康増進・福祉事業・宿泊施設のご案内などをするための広報誌です。私学共済の年金を決定したすべての人を対象としていますので、在職中等の理由で年金が全額停止となっている人にも送付しています。